

明 22	長谷簡易学校と改称する。
明 24・6	当時、国の方針通り学校義務制化は思うように進展しなかった。すなわち家事手伝いで就学する者が少なく、農村の不況もあって学費や生計に事欠く有様であった。このため簡易学校の設置が認められていた。簡易学校は、一日三時間授業で読書・作文・習字・算術の四科目で、修業年限は三カ年であった。本校はその簡易学校として設立されたのである。
明 25・4	教育勅語の謄本下賜される。
明 26	「小学校令」の改正により、長谷尋常小学校と改称する。学級数は三学級。 祝日歌が決められている。君が代・紀元節・天長節の歌が、それぞれの儀式の時に歌われるようになる。 (紀元節) 雲に聳ゆる高千穂の 高根おろしに草も木も なびきふしけん大御代を 仰ぐ今日こそ楽しけれ
明 27・3	第一回生四名が卒業。
明 33・6	校舎を新築し、補習科(二年)を併設。 補習科は女子だけであり、教科は裁縫が中心で、国語・算術・修身があった。
明 36・3	村内に寄附を募り風琴を買入れる。
明 38・3	日露戦争記念林を設置する。
明 38・11	村内に寄附を仰いで運動用具を求める。

この頃になると、学校教育が次第に地についてくることとなり、就学者数も増加していった。記録に残っている当時の職員と児童数は次のとおりである。

教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖天皇ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古令ニ明シテ傳ラス之ヲ中外ニ施シテ皆ラス朕臨官民ト供ニ奉ル所ニシテ或共徳ヲ一ニセントシテ庶幾フ

明治二十三年十月十日

御名 御璽

▶明治23年10月30日 教育勅語発布される

▼明治31年3月28日 卒業証書第48号

